

# 青少年の健全な育成のために

～埼玉県青少年健全育成条例のあらまし～



埼玉県青少年健全育成条例を3つのポイントに絞ってわかりやすく解説！

- ① 青少年が安全に安心してインターネットを利用するため
- ② 健全な社会環境の整備
- ③ 青少年の健全な育成を阻害する行為の禁止等

## 条例の目的(第1条)

※ この条例で、青少年とは18歳未満の者をいいます。

この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

## 県・事業者・県民・保護者の責務(第4条～第7条)

- 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国、他の都道府県及び市町村と密接に連携して、これを実施します。
- 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければなりません。
- 県民は、相互に連携して、青少年の健全育成に配慮した活動を、自主的かつ積極的に行うよう努めるものとします。
- 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもって青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するよう努めなければなりません。

## 青少年の努力(第7条の2)

青少年は、次の時代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとします。

# I 青少年が安全に安心してインターネットを利用するため

## スマートフォンなどによる有害情報の閲覧の制限(第21条の4)

青少年が使うためのスマートフォンなどを契約する際、有害情報を閲覧させないようにするために、保護者や販売店には以下のような義務があります。

### 保護者の義務

- **販売店からの説明を聞く義務**

販売店から、インターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する危険性があることや、フィルタリングサービス等の必要性などの説明があるので、保護者はその説明を聞くよう努めなければなりません。また、青少年本人が契約する場合は、本人にも説明を聽かせるよう努めなければなりません。

- **フィルタリングサービスを利用しない場合に書面を提出する義務**

フィルタリングサービスを利用しない場合は、必要としない正当な理由などを記載した書面を販売店に提出しなければなりません。

### 携帯電話事業者(販売店)の義務

- **説明書の交付義務**

次の①～③の内容を記載した説明書を交付しなければなりません。

- ① スマートフォンなどからのインターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する可能性があること
- ② フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容
- ③ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、フィルタリングサービスを利用しない正当な理由が必要であること

- **フィルタリングサービスの解除について**

保護者からフィルタリングサービスを利用しない旨の書面の提出がなければ、フィルタリングサービスを解除することができません。

- **フィルタリング有効化措置について**

スマートフォンなどを販売する場合、フィルタリング有効化措置を講じなければなりません。保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない場合は、希望しない旨が記載された保護者からの書面の提出が必要です。

- **書面の保存義務**

契約期間が終了する日又は青少年が18歳に達する日まで、保護者から提出された申出の書面若しくはその写し、又はその記録された電磁的記録媒体を保存しなければなりません。

違反事業者には勧告  
勧告に従わない場合は店名等を公表

# インターネットの利用の制限(第21条の3)

保護者やインターネット端末を青少年に利用させる者(※)は、有害情報を青少年に閲覧、書込、掲載させないように努めなければなりません。

※ インターネット端末を青少年に利用させる者

インターネットカフェ、漫画喫茶、学校、図書館などの店舗や施設のほか、親族や知人などの個人も含まれます。

## 有害情報とは

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある以下の情報をいいます。

- 性的感覚を著しく刺激するもの

(例) アダルト動画や画像など、性器を露骨に表現したり、性的な行為を露骨に表現し又は容易に連想させるなど卑わいなもの

- 粗暴性や残虐性を甚だしく助長するもの

(例) 社会道徳や法律に反する暴力をほめたたえたり、残忍な処刑や拷問などを表現したもの

- 犯罪や自殺を著しく誘発するもの

(例) 違法薬物の入手、毒物や爆発物の作製、窃盗、詐欺、痴漢、盗撮、違法なダウンロードなどの犯罪行為や自殺の方法を解説して、あたかも簡単に実行できるかのように表現したもの

# 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止(第19条の3)

誰であっても、青少年に対し、その青少年の児童ポルノ等(自画撮り画像)の提供を求めてはいけません。

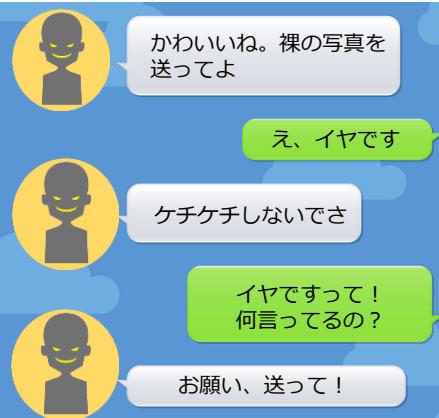
以下のような方法で求めた場合、罰則が科せられます。

- 拒まれたにもかかわらず、さらに提供を求める
- 青少年を脅したり、騙したり、困惑させたりして要求するほか、金銭や物品などの報酬を渡し若しくは渡す約束をして提供を求める

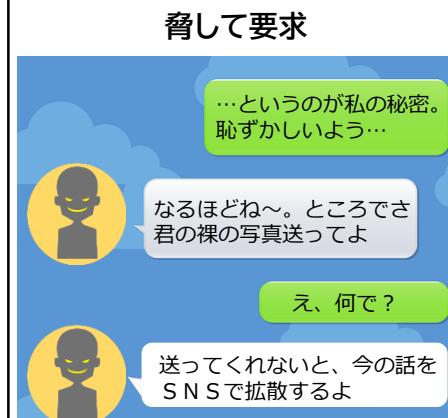
違反した場合は  
30万円以下の罰金



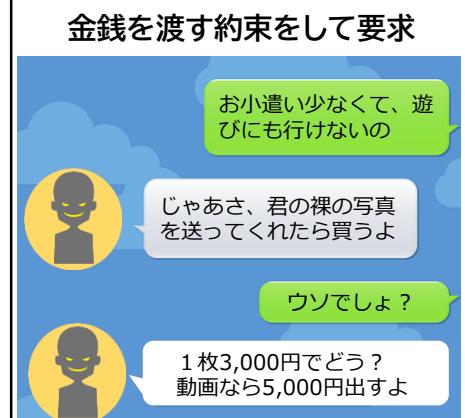
### 拒まれたにもかかわらず、さらに提供を求める



### 脅して要求



### 金銭を渡す約束をして要求



※ 児童ポルノとは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に規定する18歳未満の者の裸などの画像をいいます。

## Ⅱ 健全な社会環境の整備

### 有害役務営業の規制(第17条の4～第17条の8)

埼玉県では、いわゆる「JKビジネス」を「有害役務営業」と規定し、青少年を働かせることや勧誘することなどを禁止しています。

#### 有害役務営業とは(第3条)

店舗を設け又は従業員を派遣して行う以下の営業をいいます。

リフレ	見学・撮影	コミュ・お散歩	カフェ・ガールズバー ガールズ居酒屋
専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（マッサージや添い寝など）	専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業（マジックミラー越しに覗き見など）	専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業（会話の相手、屋外でのデート、お手伝いなど）	客に飲食をさせる営業で、水着や下着、学校の制服や体操着などを着用して異性の客に接するもの

#### 営業者の禁止行為

有害役務営業者は、以下の行為を行ってはいけません。

- ① 青少年を客に接する業務に従事させること
- ② 営業所や受付所に青少年を客として立ち入らせること
- ③ 無店舗型有害役務営業で青少年を客とすること

①②に違反した場合は  
6月以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

#### 勧誘行為等の禁止

誰であっても、以下の行為を行ってはいけません。

- 青少年に対して
  - ① 有害役務営業で働くように勧誘すること
  - ② 客となるよう勧誘すること
  - ③ ビラなどの広告文書を配布すること
- 青少年に
  - ④ 有害役務営業で働くよう勧誘させること
  - ⑤ 客となるよう勧誘させること
  - ⑥ ビラなどの広告文書を配布させること

①②④⑤⑥に  
違反した場合は  
30万円以下の罰金

#### 営業者の義務

有害役務営業者には、以下のような義務があります。

- ① 営業所や受付所に立ち入る者の見やすい箇所に、「青少年の立入りを禁止する」旨の表示をしなければなりません。
  - ② 広告や宣伝をするときは、「営業所や受付所への青少年の立入りを禁止する」旨を明示しなければなりません。
  - ③ 従業者名簿を備え付けなければなりません。
- ※ 知事は、違反行為に対して中止命令ができ、中止命令に従わない場合は営業停止命令ができます。  
営業停止命令に違反した場合、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科せられます。

①②に違反した場合は  
10万円以下の罰金  
③に違反した場合は  
20万円以下の罰金

# 有害図書等の指定、売買等の禁止(第11条)

誰であっても、青少年に対し、有害図書等を売る、貸す、見せるなどの行為をしてはいけません。

違反した場合は  
30万円以下の罰金

## 有害図書等とは

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書や雑誌、ビデオ、DVD、ゲームソフト等で以下のいずれかの方法で指定されたものをいいます。

### 個別指定

次のいずれかに該当するものを、県が個別に指定します。

- 性的な感情を著しく刺激するもの
- 粗暴性や残虐性を甚だしく助長するもの
- 犯罪や自殺を著しく誘発するもの

※ 具体的な例は3ページの「有害情報」をご覧ください

### 包括指定

次のいずれかに該当するものは、有害図書等とみなされます。

- 雑誌・図書  
全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態や、性的な行為を被写体とした写真又は描写した絵(漫画を含む)のページ数が20ページ以上、又は総ページ数の1/5以上であるもの
- ビデオ、DVD、ゲームソフト等  
全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態や、性的な行為を描写した場面の時間の合計が3分以上、又は静止画等が20場面以上であるもの

## 図書等取扱業者の義務(第11条の2)

図書等取扱業者は、有害図書を青少年に閲覧等されないように管理しなければなりません。

### 青少年購入等禁止表示の義務

有害図書を陳列するときは、客の見やすい箇所に、青少年の購入や貸出、閲覧を禁止する旨の表示をしなければなりません。

知事の是正命令に従わないとき  
30万円以下の罰金

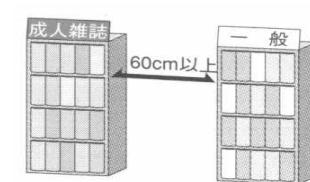
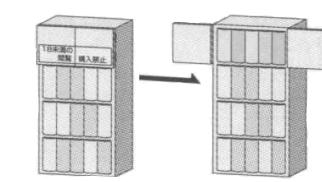
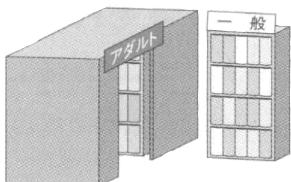
#### 【禁止表示の例】

埼玉県青少年健全育成条例により、18歳未満の方は、ここに陳列してある書籍・雑誌を閲覧したり購入したりすることは禁止されています。

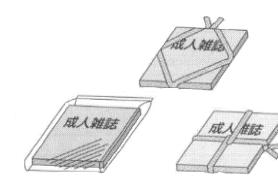
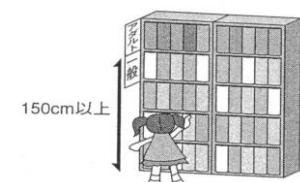
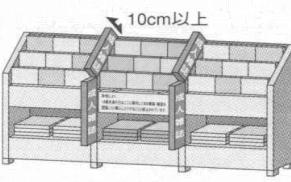
### 有害図書等の区分陳列の方法

有害図書は、次のいずれかの方法により、他の図書等と区分して陳列しなければなりません。

- ①間仕切り等により内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書等を陳列する
- ②扉等により内部を容易に見ることができるない措置がとられた棚に、有害図書等を陳列する
- ③有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60cm以上離した棚に、有害図書等を陳列する



- ④有害図書等から10cm以上張り出した仕切り板の間に、有害図書等を陳列する
- ⑤床面から150cm以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する
- ⑥有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する



知事の是正命令に従わないとき  
30万円以下の罰金

# 有害がん具等の指定、売買等の禁止(第12条)

誰であっても、青少年に対し、有害がん具等を売る、贈る、貸すなどし、又は所持させてはいけません。

違反した場合は  
30万円以下の罰金

## 有害がん具等とは

青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるがん具、刃物、その他の器具等で以下のいずれかの方法で指定されたものをいいます。

### 個別指定

次のいずれかに該当するものを、県が個別に指定します。

- 性的な感情を著しく刺激するもの
- 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼすもの

### 包括指定

次の基準に該当するものは、自動的に有害がん具等とみなされます。

- 専ら性的な行為の用に供する器具類で、次に掲げるもの
  - ・ 性器の形状又はこれに著しく類似する形状をしている器具類
  - ・ 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する器具類

※ 性的な感情を著しく刺激するもので個別指定されたがん具や、包括指定されたがん具は、青少年に売ったりすることだけではなく、青少年に見せたり触れさせたりする行為も禁止されています。

# 自動販売機等による図書等の販売等に関する規制(第12条の2～第15条)

## 有害図書等の収納の禁止

有害図書等又は有害がん具等を自動販売機に収納してはいけません。  
また、収納されている商品が有害図書等や有害がん具等に指定されたときは、直ちに自動販売機から除去しなくてはいけません。

違反した場合は  
30万円以下の罰金

## 図書等自動販売機等設置の手続き

- 自動販売機(自動貸出機を含む)を用いて、図書類(雑誌、DVD等)、がん具類を販売しようとする場合は、自動販売機ごとに知事に届け出なければなりません。届出事項の変更や廃止の場合も同様です。
- 自動販売業者は、自動販売機ごとに「自動販売機等管理者」を置かなければなりません。
- 自動販売業者は、自動販売機ごとに設置者及び管理者の住所・氏名、製造番号等を表示しなければなりません。

違反した場合は  
10万円以下の罰金

違反した場合は  
30万円以下の罰金

違反した場合は  
10万円以下の罰金

## 有害興行の指定及び入場の禁止(第16条)

- 青少年に有害な映画、演劇、見せ物等は、県により有害興行として指定されます。
- 興行主は、有害興行を行う場所に、青少年を客として入場させてはいけません。
- 興行主は、入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければなりません。

違反した場合は  
30万円以下の罰金

違反した場合は  
10万円以下の罰金

## 有害広告に関する規制(第16条の2、第17条)

- 広告文書の広告主や従業員等は、有害広告を青少年に配布したり、人の住居に配布してはいけません。(知事による中止命令の対象)
- 知事は、看板等の広告物が青少年に有害であるときは、広告物を表示・管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命じることができます。

知事の命令に従わないと  
30万円以下の罰金

### III 青少年の健全な育成を阻害する行為の禁止等

#### 深夜に外出をさせる行為の制限(第21条)

- 保護者は、深夜(午後11時から翌日の午前4時までの間)に青少年を外出させないように努めなければなりません。
- 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはいけません。



違反した場合は  
30万円以下の罰金

#### 深夜における施設への入場の禁止(第21条の2)

##### 【カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶】

- 営業者は、深夜に青少年を客として入場させてはいけません。
- 深夜に営業を行う場合は、入場する者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなくてはなりません。

※ コンビニエンスストア、飲食店、書店等で深夜営業を行う事業者は、深夜に施設や敷地にいる青少年に対し、放送や声掛けなどの方法により帰宅を促すよう努めなければなりません。(第21条)



違反した場合は  
30万円以下の罰金



違反した場合は  
10万円以下の罰金

埼玉県青少年健全育成条例  
により、午後十一時から午前四時までの間は十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

【入場禁止表示の例】



#### 利用カードの売買等の禁止(第17条の2、第17条の3)

- 誰であっても、青少年に対し、利用カード等(テレホンクラブ等に繋がるツーショットカード等)を売る、贈る、貸すなどの行為をしてはいけません。
- 販売業者は、利用カード等を自動販売機に収納してはいけません。



違反した場合は  
30万円以下の罰金

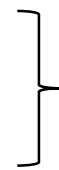
#### 金銭貸付け等の禁止(第18条)

質屋、古物商、貸金業者は、親権者の同意を得ずに、青少年から物品を質に取ったり、買受けしたり、金銭を貸し付けたりしてはいけません。

違反した場合は  
30万円以下の罰金

#### 着用済み下着等の買受等の禁止(第18条の2)

- 誰であっても、青少年から着用済み下着等(着用した下着又はだ液若しくはふん尿(これらに該当すると称したもの)を含む。)を買い受け、又は売却の委託を受けてはいけません。
- 誰であっても、青少年に対し、着用済み下着等を販売してはいけません。



違反した場合は  
30万円以下の罰金

#### 勧誘行為の禁止(第18条の3)

誰であっても、青少年に対し、次の行為を行ってはいけません。

- 着用済み下着等を売却するように勧誘すること
- 性風俗関連特殊営業(性風俗店等)において客に接する業務に従事するよう勧誘すること
- 接待飲食等営業(ホストクラブ等)の客となるように勧誘すること



違反した場合は  
30万円以下の罰金

## 淫らな性行為等の禁止(第19条)

- 誰であっても、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはいけません。
- 誰であっても、青少年に対し、淫らな性行為等を教え、又は見せてはいけません。



違反した場合は  
2年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金



違反した場合は  
30万円以下の罰金

## 入れ墨の禁止(第19条の2)

誰であっても、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはいけません。

違反した場合は  
50万円以下の罰金

## 場所の提供及び周旋の禁止(第20条)

誰であっても、次の行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはいけません。

- |                     |            |          |
|---------------------|------------|----------|
| ● 淫らな性行為又はわいせつな行為   | ● 暴行又は脅迫   | ● 賭博     |
| ● 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用 | ● シンナー等の乱用 | ● 喫煙又は飲酒 |
| ● 着用済み下着の買受け等       | ● 入れ墨を施す行為 |          |

違反した場合は  
30万円以下の罰金

## 遊技場における非行の防止(第22条)

ゲームセンターやボウリング場など、テレビゲーム機やスロットマシンなどの遊技機を設置する営業やカラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶の営業者や施設の管理者は、青少年の非行防止に努めなければなりません。

## 旅館業等を営む者の届出(第23条)

ホテルや旅館、民泊等を営む者は、同伴の保護者がなく、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければなりません。

※ 不審な点の例

- 宿泊理由がないのに連日宿泊している場合
- 青少年として不相応な所持金品を携帯している場合
- 青少年として不相応な多額の浪費をしようとする場合
- 保護者でない大人と宿泊している場合

## 立入調査(第26条)

埼玉県では、条例の適正な運用を図るため、知事が指定した調査員による立入調査を実施しています。

立入調査員は、図書等販売店、有害役務営業の営業所、インターネットカフェ、カラオケボックス、携帯電話販売店等に立ち入り、業務の状況を調査し、関係者への質問等をすることができます。

拒否、妨害、虚偽の答弁等をした場合は  
20万円以下の罰金

## 埼玉県青少年健全育成条例に関するお問い合わせは

埼玉県 県民生活部 青少年課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)2904 FAX 048(830)4754

